

(参考)

平成 18・03・01 貿第 4 号

平成 18 年 3 月 3 日

輸出関連団体の長あて（各通）

経済産業大臣 名

安全保障貿易に係る輸出管理の厳正な実施について

我が国は、平和国家としての立場から、大量破壊兵器等の不拡散政策を堅持し、大量破壊兵器等に関連する貨物の輸出や技術提供に関し、国際協調の下に外国為替及び外国貿易法（以下「外為法」という。）に基づき、厳格な輸出管理を行ってきております。

大量破壊兵器等に関連する貨物・技術の輸出管理の重要性は、我が国のみならず国際的にも高まっており、国連安全保障理事会、先進国首脳会議や A P E C も含め、様々な場においても繰り返し確認されているところですが、大量破壊兵器等の拡散防止の推進について中心的役割を担っている国のひとつとして、我が国の責任はますます重くなってきていると認識している次第です。

これまでも、法令遵守及び輸出管理体制の整備につきましては、繰り返し要請してきているところですが、最近の状況を踏まえ、改めて別添記載の事項に十分御留意の上、輸出管理について全社をあげて取り組んでいただくよう要請いたします。

1 外為法等の遵守及び輸出管理の重要性についての周知徹底

- (1) 外為法等の遵守及び輸出管理の重要性について、経営トップ以下が改めて認識を深め、場合によってはその不備が企業の存亡に関わるという点も含めて、社内、子会社・関連会社、海外子会社に対して周知徹底すること。
- (2) 社内における輸出管理体制の整備や実際の輸出管理の実施等に当たっては、経営トップが責任をもって実行すること。
- (3) 当省としても、今後随時の立入検査を強化することとしており、検査結果については、社内に周知徹底するとともに、輸出管理の不備事項については、企業の代表権を有する者から弁明書及び改善誓約書の提出を求めるので、留意すること。

2 輸出管理体制の整備及び確実な実施

- (1) 企業の代表権を有する者を輸出管理の最高責任者とする輸出管理体制を整備し、該非判定や輸入者・最終需要者等の審査に当たっては、事業部だけの判断に委ねず、役員以上を最終判断権者とする輸出管理統括部署において検証の上、最終的な取引の可否につき判断すること。
- (2) 輸入者・最終需要者等については、初めて引き合いがあった場合には、その引き合いルートにかかわらず、軍事関連企業との取引等懸念すべき点がないかを慎重に審査することはもちろんのこと、取引開始後もその動向等を把握し、定期的に再度審査を行うこと。
- (3) 出荷・輸出される貨物等が、関連書類に記載された貨物等と同一であることを確認するとともに、通関時に事故が発生した場合には、輸出管理統括部署に速やかに報告される体制を整備すること。
- (4) 輸出等に関連する文書は、輸出時から少なくとも5年間は保存すること。
- (5) 外為法においては、貨物だけでなく、技術移転等の役務提供についても規制対象となっていることを十分認識し、厳格に管理を行うこと。
- (6) 輸出管理社内規程(コンプライアンス・プログラム)を整備し、自己管理チェックリスト等により、その確実な履行がなされていることを輸出管理統括部署において確認すること。また、状況の変化があった場合には、機動的に輸出管理社内規程を見直すこと。
- (7) 懸念貨物等が、第三国を経由して懸念国に渡る事例が世界的に見られるところ、海外子会社において、これらの懸念貨物等の拡散に関与したことが明らかになれば、企業の社会的責任が問われかねないことを十分認識の上、海外子会社における輸出管理社内規程の策定等を通じた輸出管理の厳格な指導を行うこと。
- (8) 不正な輸出等がなされないよう万全を期すため、輸出管理社内規程の履行の一環として監査を定期的実施し、輸出管理体制の不備や不正輸出等がないかを十分チェックすること。

3 許可条件等の遵守及び一般包括許可の適正な使用

- (1) 許可申請内容が機微度が高い場合等において、最終需要者における定期的な使用状況等の報告、最終需要者から移転される場合の輸出者及び当省の同意等を、許可条件として付したり、誓約書の提出を求めたりする場合があるところ、

その確実な履行がなされるよう、輸出管理統括部署において、十分指導すること。

- (2) 許可条件等に違反した場合には、当該許可の取消、今後の輸出案件の不許可、さらには罰則の適用があることにも留意し、輸入者及び最終需要者にも理解を求め、その確実な遵守を図ること。
 - (3) 貨物等及び仕向先に応じて使用できる許可の種類（個別許可又は一般包括許可）が決まっているところ、輸出等に当たっては使用する許可証を十分に確認して輸出等を行うこと。
 - (4) 一般包括許可の条件として付している項目（軍事用途に使われるおそれがある場合の届出、軍事用途に使われる場合の失効等）についても、確実な履行を図ること。
 - (5) 輸出管理体制が不十分と認められる場合や、法令違反等があった場合には、一般包括許可の取消等があることに留意し、輸出管理社内規程の策定及び確実な履行を図ること。
 - (6) 一般包括許可の取得・更新に当たっては、経営・営業部門を当省が行う輸出管理説明会へ参加させること。また、経営トップも自ら積極的に参加すること。
- 4 当省及び財団法人安全保障貿易情報センター等における情報・支援制度の活用
- (1) 輸入者や最終需要者等に関する懸念情報については、当省が提供しているキャッチオール規制に係る「外国ユーザーリスト」を参照するとともに、例えば、財団法人安全保障貿易情報センター（以下「C I S T E C」という。）が提供しているいわゆるチェーサー情報等も確認すること。
 - (2) 当省及びC I S T E Cにおいて、外為法の制度・運用及び大量破壊兵器関連貨物等に係る諸情勢等について、各種説明会の開催、モデル輸出管理社内規程や海外子会社における輸出管理関連資料等の提供等の支援も行っているため、その活用を図ること。